

○北海道警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する訓令

北海道警察本部訓令第23号

平成28年4月1日

改正 平成29年3月17日警察本部訓令第8号、第9号、令和元年9月20日第18号

北海道警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する訓令を次のように定める。

北海道警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号及び同条第2項の規定に基づき、北海道警察の職員（以下「職員」という。）の標準的な職及び標準職務遂行能力に関し必要な事項を定めるものとする。

(標準的な職)

第2条 職員の標準的な職は、別表第1の左欄に掲げる職制上の段階に属する職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

(標準職務遂行能力)

第3条 標準職務遂行能力は、別表第2の左欄に掲げる標準的な職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年警察本部訓令第18号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

標準的な職が表す職制上の段階に属する職

職制上の段階に属する職					標準的な職	
職員の別	警察本部	警察学校	方面本部	警察署		
警察官	参事官 理事官 総合企画官 組織犯罪対策官 災害対策官 管理官 組織犯罪対策局長 運転免許センター長 課長 室長 隊長 所長 首席監察官 監察官 訟務官 次席 警視の階級にある附置機関の長、調査官等、ストーカー聴聞官等及び副隊長	副校長 部長 課長 次長 術科室長 科長 警視の階級にある次席	参事官 理事官 総務官 運転免許管理官 課長 室長 隊長 監察官 警視の階級にある附置機関の長、調査官等、留置管理官等及び次席等	警察署長 警視の階級にある副署長、分庁舎所長、分庁舎副所長、警務官等、薄野特別捜査隊長及び交番所長等	警視	
	課長補佐 室長補佐 所長補佐 隊長補佐 主監 班長 中隊長 警部の階級にある附置機関の長、調査官等、ストーカー聴聞官等及び副隊長	班長 主監 警部の階級にある次席	課長補佐 室長補佐 主監 中隊長 警部の階級にある附置機関の長、調査官等、留置管理官等及び次席等	課長 主監 班長 警部の階級にある副署長、分庁舎所長、分庁舎副所長、警務官等、薄野特別捜査隊長及び交番所長等		警部
	係長 主査 小隊長	教官 係長 主査	係長 主査 小隊長	係長 主査 警部補の階級にある交番所長等		
	主任 分隊長	助教 主任	主任 分隊長	主任		巡査部長
	巡査長 係員 隊員	巡査長 係員 初任科生	巡査長 係員 隊員	巡査長 係員		巡査

一般職員	参事官 参事 課長 所長 附置機関の長 調査官等 ストーカー聴聞官等 次席 副所長	部長 課長 次長 術科室長 科長 次席 調査官	課長 附置機関の長 調査官等 次席	会計官	調査官
	課長補佐 室長補佐 所長補佐 隊長補佐 主監 科長	班長 主監	課長補佐 室長補佐 主監 副室長	課長 主監	課長補佐
	係長 主査 研究員	教官 係長 主査	係長 主査 研究員	係長 主査	係長
	専門主任 主任 副研究員	専門主任 助教 主任	専門主任 主任 副研究員	専門主任 主任	主任
	係員 研究助手	係員	係員 研究助手	係員	係員

注1 「附置機関」とは、北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）第33条から第36条の7まで、第42条の3及び第51条に規定する附置機関をいう。

2 「調査官等」とは、北海道警察の組織に関する訓令（昭和40年北海道警察本部訓令甲第3号。以下「組織訓令」という。）第7条及び第28条の2に規定する調査官等をいう。

3 「ストーカー聴聞官等」とは、組織訓令第7条の2に規定するストーカー聴聞官等をいう。

4 「留置管理官等」とは、組織訓令第28条の3に規定する留置管理官等をいう。

5 「次席等」とは、組織訓令第29条に規定する次席等をいう。

6 「警務官等」とは、組織訓令第38条に規定する警務官等をいう。

7 「交番所長等」とは、組織訓令第43条に規定する交番所長、警備派出所長及び駐在所長をいう。

別表第2（第3条関係）

標準的な職に応じた標準職務遂行能力

標準的な職		標準職務遂行能力	
警察官	一般職員		
警 視	調 査 官	倫 理	全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		方 策 の 立 案	的確に状況を把握し、所管する事案に適切に対応するための方策を立てることができる。
		判 断	所管する業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うとともに、問題が発生した場合に早期対応を適切に行うことができる。
		説 明 ・ 調 整	所管する業務の実施において適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
		業 務 運 営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
		組 織 統 率 ・ 人 材 育 成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び部下の指揮を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
警 部	課 長 補 佐	倫 理	全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		事 案 対 応	十分な知識・技術及び経験に基づき、困難な事案に適切に対応することができる。
		判 断	自ら進めるべき業務の実施において、状況に応じて適切な判断を行うことができる。
		説 明 ・ 調 整	担当する業務の実施において論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。
		業 務 遂 行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。
		部 下 の 育 成 ・ 活 用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
警 部 補	係 長	倫 理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		事 案 対 応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。
		協 調 性、報 告 ・ 連 絡	上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うとともに、上司の指示を部下に徹底することができる。
		説 明	担当する業務の実施において、分かりやすい説明を行うことができる。
		業 務 遂 行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
巡 査 部 長	主 任	倫 理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		事 案 対 応	担当業務に必要な知識・技術を習得し、事案に適切に対応することができる。
		協 調 性、報 告 ・ 連 絡	上司・部下等と協力的な関係を構築し、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。
		業 務 遂 行	計画的に業務を進め、確実に業務を遂行することができる。
巡 査	係 員	倫 理	全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、中立公正に職務を遂行することができる。
		知 識 ・ 技 術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
		コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、適切な状況報告、連絡等を行うことができる。
		業 務 遂 行	意欲的に業務に取り組むことができる。